

目標
V

それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

【背景】

- 近年、子ども・若者を取り巻く社会は、少子高齢化、情報化、国際化、消費社会化など、大きく変容してきました。このような社会の変化を受けて、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場といった、子ども・若者を取り巻く生活環境も大きく変わってきています。また、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害、貧困など、子ども・若者をめぐる様々な問題にこれまで以上に注目が集まってきています。
- 「子ども・若者育成支援推進法」の推進を図るために、平成 28 年に「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されました。本大綱では、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」を基本方針として掲げており、困難を抱えた子ども・若者及びその家族への支援や児童虐待の防止、社会的養育の推進等を図ることが定められています。
- 子どもの将来がその生まれ育った家庭等の状況に左右され、貧困の連鎖により、子どもたちの将来が閉ざされることの無いよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。本法は令和元年6月に改正され、同年 11 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この改正により、市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めることが市区町村の努力義務と位置付けられました。子どもの貧困対策の一層の推進が求められています。
- 豊島区においても、平成 26 年の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、平成 29 年に「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会」を設置し、豊島区の貧困対策のあり方を検討し、平成 30 年に「子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」を策定しました。本報告書では、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って生きられるまちの実現のために取り組むべき事項の方向性を定めています。
- 平成 27 年9月、国連総会で、令和 12 年までに世界が目指すべき共通目標、「持続可能な開発目標」(SDGs) が採択されました。「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、貧困をなくすことや子どもに対するあらゆる形の暴力をなくすことなど、子どもの権利保障に関わる内容を含む 17 の目標が掲げられました。今後、目標達成に向け、様々な施策の推進において SDGs を意識した取組が求められます。

【方向性】

- 貧困も含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害など様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開していきます。
- 子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口や支援に関する情報が必要とする人に行き届くよう、情報発信に取り組みます。

取組の方向性

(1) 状況に応じた支援

【現状と課題】

- 豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。豊島区では令和4年度に児童相談所の開設を予定しており、虐待被害に遭った子どもに対する支援や、様々な事情により親元で暮らすことのできない子どもに対する社会的養育の推進が一層求められます。
- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は近年増加を続けています。引き続き、障害をもつ方への支援が求められます。
- 平成22年国勢調査までは減少傾向であったひとり親家庭世帯数は、平成27年の国勢調査で増加に転じました。
- 豊島区の外国人住民人口は年々増加しており、特に20代は総人口に占める外国人住民の割合が高くなっています。外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。
- アンケート調査では、学校に行きたくないと思うことが「よくある」と回答した子どもが小学生で8.6%、中高生で9.9%おり、こうした子どもへの支援が求められます。
- 豊島区では平成30年に「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を定めるとともに、平成31年4月に「男女共同参画推進条例」を改正し、多様な性自認・性的指向の方々のパートナーシップ制度を創設しました。
- 豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

【方向性】

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。それぞれの状況に応じた相談事業や支援事業を推進します。

取組にあたっては、地域、学校、関係機関等と連携し、効果的に取り組んでいきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合	平成30年度	・小学生 8.6% ・中高生 9.9%	
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合	平成28年度	・小学5年生 7.0% ・中学2年生 10.8% ・16～17歳 10.7%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査、東京都子供の生活実態調査

【具体的な取組】

① 虐待を受けた子どもへの支援

目標	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。
内容	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
(29)	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	55.0%

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(155) 母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
(39) 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】(74ページ)	子育て支援課
(40) 新規 児童相談所の設置・運営	【再掲】(74ページ)	子育て支援課
(45) 子ども家庭女性相談事業	【再掲】(74ページ)	子育て支援課

コラム⑮ 児童相談所の設置

豊島区は、複雑化する子育て家庭を取り巻く問題にきめ細やかに対応するため、平成28年の児童福祉法改正を受け、令和4年度中の児童相談所開設を目指し、設置準備を行っています。

本区の児童相談所は長崎健康相談所との複合施設として整備し、母子保健と児童福祉が連携し切れ目のない支援を実現します。

児童相談所を設置することで、これまでの地域に根差した支援を軸に、児童虐待等に対して、迅速かつ的確な対応が可能となります。これにより、虐待の重篤化を防ぐだけでなく、児童の適切な養育と健やかな成長・発達や自立を保障し、子どもの最善の利益を確保することができます。

「子どもの権利に関する条例」を持ち、セーフコミュニティの認証を受けている本区だからこそ、子どもたちが安全安心に暮らせるまちづくりを実現するため、十分な権限と責任のもと、児童相談所を設置し円滑に運営していきます。



児童相談所の完成イメージ図

②社会的養育の推進

目標 社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。

内容 社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
156	社会的養育基盤構築事業	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭

コラム⑬ 社会的養育の推進「としま里親プロジェクト」

豊島区では、令和4年度中の児童相談所開設を見据え、施設養育と家庭的養育を並行して、社会的養育基盤構築を進めています。

親元から離れて暮らす豊島区の児童のうち、里親家庭への委託率はわずか2割程度にとどまっており、委託率向上を含めた家庭的養育を推進するため、平成30年10月に職員が自主的に「としまの里親プロジェクト」(通称:里プロ)を立ち上げました。里プロでは、プロジェクト開始時点で14家庭の区里親家庭を、児童相談所開設までに小学校区ごとに1世帯(計22家庭)の里親家庭を増やすことを目標に、里親家庭を増やし、支える仕組みについての検討を開始しました。

具体的な活動として、イベントやキャンペーン活動でリーフレットを配布、写真展(フォスター展)や映画上映会、養育家庭体験発表会など、区民の方に向けて普及啓発に取り組んでいます。また、随時里親に関する相談を受け付け、東京都と連携しています。

里親家庭が安心して暮らせるよう、里親制度の検討を進めるとともに、身近に暮らす里親家庭を見守り、支えられる地域づくりのために、区民に対して社会的養育を周知し理解を深めていきます。



里親プロジェクトパンフレット



池袋駅でのキャンペーン活動



写真展

③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援

目標	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。
内容	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
④② 子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①⑤⑦ 柚子の木教室(適応指導教室)	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	教育センター
①⑤⑧ 教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育センター
③⑥ スクールカウンセラー事業	【再掲】(73ページ)	指導課 教育センター
③⑦ スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】(73ページ)	教育センター
③⑧ 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	【再掲】(74ページ)	子ども若者課
③⑨ 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】(74ページ)	子育て支援課

④生活困窮家庭への支援

目標 生活困窮家庭の自立を促進します。

内容 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①59 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)		地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営においての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	①47人 ②14団体18教室	①60人 ②20団体25教室

事業名		事業目標	事業内容	
①40	子ども・若者支援事業 【再掲】	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	生活福祉課 西部生活福祉課	高校等在籍率	100%	100%を維持

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①60 家計改善支援事業	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
①61 学力向上・進学支援プログラム	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
①62 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	生活福祉課 西部生活福祉課
①63 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	生活福祉課
①64 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	学務課
①65 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	福祉総務課
①66 住居確保給付金	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額(上限あり)を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。	福祉総務課
①67 フードドライブの実施	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	ごみ減量推進課

②④ コミュニティソーシャル ワーカーによる子どもの 学習支援	【再掲】(70ページ)	福祉総務課
①④⑤ 就労支援専門員支援事業	【再掲】(102ページ)	生活福祉課 西部生活福祉課
①④⑥ 就労意欲喚起事業	【再掲】(102ページ)	生活福祉課 西部生活福祉課

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第二期子ども・子育て支援
事業計画

計画の推進に向けて

計画の基本的な考え方

⑤ひとり親家庭への支援

目標	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。
内容	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
168	ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	9,384件	10,000件

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①69 新規 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	子育て支援課
①70 母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課
①71 母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	子育て支援課
①72 ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課
①73 福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅課
②7 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】(70ページ)	子育て支援課
③4 母子一体型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	【再掲】(72ページ)	子育て支援課
①55 母子生活支援施設	【再掲】(109ページ)	子育て支援課

⑥障害のある子ども・若者への支援

- 目標** 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。
- 内容** 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
①74 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	- 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 - 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子育て支援課	発達相談件数	5,048件	5,200件

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①75 新規 重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	障害福祉課
①76 新規 発達支援センター(仮称)の設置検討	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	教育部 保健福祉部 子ども家庭部
①77 発達障害者相談窓口	発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	障害福祉課
①78 区立幼稚園幼児教育相談	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	教育センター
①79 固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	指導課
①80 巡回子育て発達相談事業	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	子育て支援課
①81 発達障害者心理相談補助事業	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。	障害福祉課
①82 障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ伺う障害児訪問保育を実施します。	保育課
①83 学童クラブでの障害児受入	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	放課後対策課

184 障害児通所支援事業	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	障害福祉課
185 障害者(児)日中一時支援事業	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	障害福祉課
186 発達障害者支援ネットワーク会議	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	障害福祉課
187 障害者サポート講座	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	障害福祉課
188 障害者文化活動推進事業	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害福祉課
189 余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	障害福祉課
190 就労促進支援事業	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就職定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。ビジネスマナー講座を開催し、マナーを身に付けていきます。企業実習を通して、職場体験をし適性な職業を見つけていきます。	障害福祉課
191 日曜教室(つばさCLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・スポーツ課
192 チャレンジ雇用	障害者を非常勤職員として雇用して区の諸機関で職業体験を積ませることで、民間企業への就労を容易にし、就労意欲のある障害者の雇用を促進します。	人事課 障害福祉課
193 マルチメディアデジターの充実	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデジターの活用により、読書環境を整備します。	図書館課

⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

- 目標** 外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。
- 内容** 日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容
①94 多文化共生推進事業	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。
	目標	現状値(平成30年度) 目標値(令和6年度)
担当課 企画課 (多文化共生推進担当)	連携団体数(会議)	1件 3件

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①95 日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を容易にします。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。	教育センター
①96 日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳を派遣し、日本語指導や相談、適応指導を行います。	教育センター
①97 外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	指導課
①98 パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	区のパンフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。	全課
①27 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】(98ページ)	学務課

コラム①7 多文化共生推進事業

豊島区では、外国籍住民の割合が1割を超えており、中国・ベトナム・ネパール・韓国・ミャンマー等、国籍も多様化しています。そうした中、多文化共生のまちの実現に向けて、平成30年度に「豊島区多文化共生推進基本方針」を策定しました。

また、多言語による情報発信が課題となっていることから、来日まもない外国籍等区民の方々が、安心して豊島区での生活を始めることができるよう、下記10テーマに関する生活・行政情報動画を7言語で制作しています。テーマの選定にあたっては、当事者に役立つ情報になるように留学生に取材やヒアリングを実施しました。

今後も、外国籍等区民の方々への情報提供や関係団体との連携推進などに取り組み、多文化共生のまちづくりを進めていきます。



多言語での行政情報動画の案内パンフレット

【動画内容(10テーマ)】

- ① 税金・健康保険
- ② 医療・保健
- ③ 生活費の目安
- ④ トイレ
- ⑤ ごみ
- ⑥ 交通
- ⑦ 防災
- ⑧ 相談窓口
- ⑨ 日本語学習と交流
- ⑩ 豊島区を楽しむ

【言語(7言語)】

(字幕・ナレーション付き)

- ① 簡単な日本語
- ② 英語
- ③ 中国語
- ④ ベトナム語
- ⑤ ネパール語
- ⑥ ハングル
- ⑦ ミャンマー語

⑧ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

- 目標** 非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。
- 内容** 就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①99 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	子ども若者課
②00 社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	子ども若者課
②01 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	子ども若者課

⑨その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援

目標	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。
内容	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めていきます。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
②02 女性の専門相談	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	男女平等推進センター
②03 緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
②04 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	男女平等推進センター
②05 区立幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	学務課
①34 自殺・うつ病の予防対策	【再掲】(101ページ)	健康推進課
①35 青少年自殺予防対策事業	【再掲】(101ページ)	子ども若者課
①37 DV・デートDV防止のための周知啓発事業	【再掲】(101ページ)	男女平等推進センター

取組の方向性

(2) 相談体制の充実と情報発信

【現状と課題】

豊島区では、子ども・若者が一人で様々な悩みや困難を抱え込むことの無いように、様々な悩みや困難に関する相談を受け付ける窓口として、平成30年7月に子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」を開設しました。この相談窓口は、23区内で初めての、庁舎内に設置された常設の相談窓口であり、窓口において子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めています。

しかし、アンケート調査によると、「アシスとしま」「子どもからの専用電話相談」といった相談制度の認知度・利用度が低く、これらの相談制度の情報発信や必要な方の利用促進が課題となっています。

また、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

【方向性】

「アシスとしま」のような総合相談窓口を引き続き運営していくとともに、家庭に関わる相談、子どもの発達に関する相談、心身の健康に関する相談など、個別の問題に関する相談窓口での対応も進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制の推進を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということも起こりえます。必要な方に相談窓口や支援機関の情報が行き届くよう、支援機関に関する情報を整理したうえで情報発信に取り組めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
子ども若者総合相談「アシスとしま」の認知度	平成30年度	- 小学生 3.6% - 中学生 4.6% - 若者 3.3%	
困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合	平成30年度	- 小学生 47.7% - 中高生 62.0%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①相談体制の充実と情報発信

目標 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。

内容 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
④2	子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	① 登録相談者数 ② 相談者の状況	① 99人 ② 問題が重篤化した状況で繋がり、継続支援になるケースが多い。	① 登録相談者数：250名 ② 問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
②06 福祉包括化推進会議の設置	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
②07 健康相談事業	「健康相談(保健・栄養)」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。	健康推進課 長崎健康相談所
②08 精神保健福祉相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。	健康推進課 長崎健康相談所
②09 消費生活相談事業	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	生活産業課
③3 子育て訪問相談事業	【再掲】(72ページ)	子育て支援課
③6 スクールカウンセラー事業	【再掲】(73ページ)	指導課 教育センター
③8 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	【再掲】(74ページ)	子ども若者課
③9 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】(74ページ)	子育て支援課
④1 人権擁護委員相談事業	【再掲】(74ページ)	区民相談課
④3 子どもに関する相談事業	【再掲】(74ページ)	子育て支援課
④4 子どもからの専用電話相談	【再掲】(74ページ)	子育て支援課
④5 子ども家庭女性相談事業	【再掲】(74ページ)	子育て支援課
⑥0 乳幼児健康相談	【再掲】(79ページ)	健康推進課 長崎健康相談所

⑥8 東部・西部子ども家庭支援センター事業	【再掲】(81ページ)	子育て支援課
⑦2 子育て支援総合相談事業	【再掲】(81ページ)	子育て支援課
⑦4 マイほいくえん事業	【再掲】(81ページ)	保育課
⑧2 乳幼児健全育成相談事業	【再掲】(83ページ)	保育課
⑮8 教育相談	【再掲】(111ページ)	教育センター
⑰4 発達支援相談事業	【再掲】(115ページ)	子育て支援課
⑰7 発達障害者相談窓口	【再掲】(115ページ)	障害福祉課
⑰8 区立幼稚園幼児教育相談	【再掲】(115ページ)	教育センター
⑰0 巡回子育て発達相談事業	【再掲】(115ページ)	子育て支援課
⑳1 更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】(118ページ)	子ども若者課
⑳2 女性の専門相談	【再掲】(119ページ)	男女平等推進センター
㉑0 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	子ども若者課
㉑1 子ども・若者支援者への情報提供	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども若者課
⑮1 としまscope	【再掲】(105ページ)	企画課

コラム⑮ 子ども若者総合相談「アシスとしま」

子ども若者総合相談「アシスとしま」は、子どもや若者の様々な悩みや不安などの相談に応じ、必要に応じて支援に繋げる総合相談事業です。23区初の庁舎内常設の子ども若者総合相談窓口として、平成30年7月に、豊島区役所本庁舎4階に設置されました。

子ども・若者の相談は自分のこと、家族のこと、社会との関係など複雑で、重篤化した状況で支援が始まるケースが多くあります。相談者が前向きになれるように「できない事から捉える」のではなく「できること、得意、強み」に視点を置き、相談者一人ひとりに合わせた支援プログラムを実施しています。

また、相談とまではいかない子ども・若者本人の話を聞き、病気でいう「未病」の段階でキャッチすることにも力を入れています。「窓口で待つ」のではなく、相談者の居る場所に出向いて（アウトリーチ）話を聞き、相談や支援などへのハードルが下がるようにしています。

子ども・若者一人ひとりの気持ちに寄り添った対応をすることで、それぞれが目標に向けた一歩を踏み出せるよう後押ししていきます。



窓口案内



相談風景